

女性アスリートが抱える課題

—セクシュアルハラスメントに着目して—

山田 ゆかり
井上 則子

1. はじめに

女性アスリートの活躍は、女性の社会進出を象徴する存在として語られることが多いが、その華やかな活躍とは裏腹に、彼女たちが抱えている悩みや苦しみは多岐にわたる。例えば女子柔道日本代表監督による暴力事件やオリンピック男子柔道金メダリストによる性暴力事件は、メディアに大きく取り上げられ社会問題化しており、こうした暴力も女性アスリートが抱える課題の一つになっている。スポーツ界において、これまでこの類の問題は直視されることがなく、特に、セクシュアルハラスメントは未だ直視されていない暴力であり、研究成果にもとづく対策の必要性が主張されている¹⁾。

女性がスポーツに関わり、トップを目指す傾向は今後も加速していくであろう。それに伴い、女性アスリートを取り巻く環境も変化していく必要がある。女性アスリートがスポーツに主体的に取り組み、その結果として良いパフォーマンスができるように、本研究ではセクシュアルハラスメントを取り上げ、その現状を考察する。スポーツ界においてセクシュアルハラスメントが生じる背景には、スポーツに存在する性のダブルスタンダード、そしてそれに伴うジェンダーバイアスがある。女性スポーツの発展の変遷を追いながら、スポーツ界の(1)ジェンダーバイアスと(2)セクシュアルハラスメントの現状を考察し、最後に(3)セクシュアルハラスメントの解決策を含めながら、女性アスリートの将来を展望する。

2. スポーツとジェンダーバイアス

近代オリンピックの創始者ピエール・ド・クーベルタンは、女性がスポーツを楽しむこと自体は認めても、彼女たちが観衆の前で競技を行うことには批判的であり、1896年第1回アテネ大会は「女人禁制」の開催となった。來田(2004)は「ジェンダーの観点から見ると、クーベルタンはスポーツの大会においては女性を勝者を讃える存在として位置づけ、自己の卓越性と勝利をめざす男性の存在とは対比的あるいは非対称に扱おうとする強いジェンダー規範を持った人物だったといえる」²⁾と評価している。当時のクーベルタンの「(女性の競技スポーツは)非常識で、興味をひくものではなく、美的でもない」³⁾という発言にはジェンダーバイアスが含まれており、世間に与える影響力は大きかった。女性が激しく競技力を争うことに対する批判は、彼をはじめとする男性からのものであり、フィギュアスケート、水泳、体操など一部の競技を除いては、女性が大会に出場することは厳しかった。

表1は日本スポーツとジェンダー学会が作成した『データでみる スポーツとジェンダー』⁴⁾を参考に、近代オリンピック大会(夏季)における参加選手数の推移と女性アスリートに関する特記事項について、筆者が改変したものである。この表からは、女性スポーツの発展の変遷を読み取ることができる。近代オリンピックに女性が初めて参加したのは1900年第2回パリ大会であるが、正式種目はテニスとゴルフの2種目で、これらの競技に参加した女性アスリートは22名、参加総数997名に対する女性比率は2.2%であった。その後、アーチェリーや水泳などが採用されるが、当時、女性が参加できる種目は、オリンピック大会を運営する男性が「女性らしいスポーツ」とみなした競技のみであった。IOC(国際オリンピック委員会、以下IOC)は、どの競技を女性のプログラムに採用するかについて頻繁に議論していたが、IOCに女性は含まれておらず、男性が女性の競技種目を決定していたのである。

当事者である女性たちは陸上競技の採用を要望していたが、クーベルタンはそれに対して強く反対している。こうした状況を受けてFSFI(国際女子スポーツ連盟、以下FSFI)のアリス・ミリアは、陸上競技を中心とした「世界女子オリンピック」を1922年に開催した。「世界女子オリンピック」は、IOCがオリンピックという名称の使用を認めなかったため、第2回以降は「国際女子競技大会」と名称を変更し、4年ごとに1934年まで開催されている。この大会が成功をおさめ、その結果として、IOCは女子陸上競技を1928年第9回アムステルダム大会で正式種目に採用した。アムステルダム大会は、日本

表1 近代オリンピック大会(夏季)における女性アスリートの参加数

| 回 | 年 | 開催地 | 総数(人) | 女性実数(人) (女性比率%) | 特記事項 |
|----|------|----------|--------|--------------------|---|
| 1 | 1896 | アテネ | 241 | 0 (0.0) | 男性のみの参加。 |
| 2 | 1900 | パリ | 997 | 22 (2.2) | 女性初参加。初代金メダリストはテニスのクーバー(英)。 |
| 3 | 1904 | セントルイス | 651 | 6 (0.9) | |
| 4 | 1908 | ロンドン | 2,008 | 37 (1.8) | |
| 5 | 1912 | ストックホルム | 2,407 | 48 (2.0) | 日本初参加(男性2名)。 |
| 7 | 1920 | アントワープ | 2,626 | 65 (2.5) | |
| 8 | 1924 | パリ | 3,089 | 135 (4.4) | |
| 9 | 1928 | アムステルダム | 2,883 | 277 (9.6) | 女子陸上競技が正式種目になる。 日本女性(人見絹枝)初参加で、日本女性初の銀メダル。 |
| 10 | 1932 | ロサンゼルス | 1,332 | 126 (9.5) | |
| 11 | 1936 | ベルリン | 3,963 | 331 (8.4) | 前畑秀子が、日本女性初の金メダル(競泳平泳200m)。 |
| 14 | 1948 | ロンドン | 4,104 | 390 (9.5) | |
| 15 | 1952 | ヘルシンキ | 4,955 | 519 (10.5) | |
| 16 | 1956 | メルボルン | 3,314 | 376 (11.3) | |
| 17 | 1960 | ローマ | 5,338 | 611 (11.4) | |
| 18 | 1964 | 東京 | 5,151 | 678 (13.2) | 日本女子バレーボール(東洋の魔女)が、金メダル。 |
| 19 | 1968 | メキシコ | 5,516 | 781 (14.2) | 最終聖火ランナーに初めて女性が起用。 |
| 20 | 1972 | ミュンヘン | 7,134 | 1,059 (14.8) | |
| 21 | 1976 | モントリオール | 6,084 | 1,260 (20.7) | コマネチ(ルーマニア)が、女子体操競技で10点満点を連発する。 |
| 22 | 1980 | モスクワ | 5,179 | 1,115 (21.5) | |
| 23 | 1984 | ロサンゼルス | 6,829 | 1,566 (22.9) | 女子マラソンが正式種目になる。 |
| 24 | 1988 | ソウル | 8,391 | 2,194 (26.1) | ジョイナー(米)が、女子陸上競技で3冠を達成する。 |
| 25 | 1992 | バルセロナ | 9,356 | 2,704 (28.9) | 女子柔道が正式種目になる。 岩崎恭子が競泳史上最年少で金メダル。 |
| 26 | 1996 | アトランタ | 10,318 | 3,512 (34.0) | 女子サッカーが正式種目になる。 恵本祐子が柔道で女性初の金メダル。 |
| 27 | 2000 | シドニー | 10,651 | 4,069 (38.2) | 女子重量挙げが正式種目になる。 高橋尚子が女子マラソンで金メダル。 |
| 28 | 2004 | アテネ | 10,625 | 4,329 (40.7) | 女子レスリングが正式種目になる。 日本の金メダル16個のうち、女性が9個。初めて男性を上回る。 |
| 29 | 2008 | 北京 | 10,942 | 4,637 (42.4) | 女子ソフトボールが金メダル。日本の金メダル9個のうち、女性が5個。 |
| 30 | 2012 | ロンドン | 10,568 | 4,675 (44.2) | 女子ボクシングが正式種目になり、全競技で女子種目を実施される。 加盟する全ての国が女性アスリートを派遣する。 |
| 31 | 2014 | リオデジャネイロ | 11,303 | 45%程度 | 伊調馨が女子レスリングで4連覇を達成する。 |

日本スポーツとジェンダー学会編『データでみる スポーツとジェンダー』八千代出版、2016年より筆者改変

にとっても大きな意味を持つ大会であった。それは日本女性として初めて人見絹枝が出場し、800m競技で銀メダルを獲得したのである。ただし、IOCは「800mは女性には無理。男性の真似をすべきではない」⁵⁾として、次の大会からこの種目を除外した。女性の陸上競技に対する批判、つまりジェンダーバイアスは依然として存在していたのである。

こうした経緯がありながらも、女性が参加できる種目の増加に伴い、1952年第15回ヘルシンキ大会で女性比率が10%、1976年第21回モントリオール大会で女性比率が20%を超えている。1984年第23回ロサンゼルス大会では、男性にとっても最も過酷なスポーツといわれていたマラソンが女性の正式種目に採用された。この大会から、男性にはないシンクロナイズドスイミングと新体操が始まっているが、これに関しては「カラフルなコスチュームを身にまとった華麗な演技は、テレビのコンテンツとして高く評価され、商業主義的な面から採用された」⁶⁾と指摘されている。1992年第25回バルセロナ大会では女子柔道、1996年第26回アトランタ大会では女子サッカーや女子ソフトボール、2000年第27回シドニー大会では女子重量挙げが採用されており、女性には相応しくないと敬遠されていた種目が急増した。

シドニー大会は、近代オリンピックへの女性参加100年を記念する大会であった。開会式会場に入ってから聖火ランナーは全て女性、そして聖火台に点火した最終ランナーはオーストラリア原住民族アボリジニの子孫、キャシー・フリーマンであり、この人選は、性別、人種、民族によって差別されないスポーツをめざすことの象徴として行われたという⁷⁾。この大会では高橋尚子が女子マラソンで金メダルを取り、日本女子陸上競技初のメダリストになった。この頃から女性アスリートの活躍は目覚ましく、その後も存在感を増していく。2004年第28回アテネ大会では女性比率は40%を超え、オリンピック開催から110年あまりが経った2012年第30回ロンドン大会では、男性比率に迫る44.2%となった。今夏開催された第31回リオデジャネイロ大会は、参加総数1万1303人でそのうち45%程度が女性と報道されている⁸⁾。冒頭で述べたように、女性参加者がゼロからスタートした近代オリンピックであるが、ジェンダーバイアスを持っていたクーベルタンの意に反して、現在では参加者の半数近くを女性が占めるようになっている。

1990年以降の女性比率の上昇の背景には、世界女性スポーツ会議などが開催され、女性の参加拡大を求める動きが活発化したことがある。1994年第1回世界女性スポーツ会議では、IWG(国際女性スポーツワーキンググループ、以下IWG)が設立され「ブライトン宣言」が採択された。この「ブライトン宣言」

は、「スポーツのあらゆる分野へ女性が最大限に参加することに価値を認め、それを実行可能にするスポーツ文化を発展させること」を目的とするもので、前文と10項目から構成されている⁹⁾。1998年第2回世界女性スポーツ会議では、「ブライトン宣言」を再確認した上で「ウインドホーク行動要請」¹⁰⁾が採択されたが、ここでは女性とスポーツに関わる諸問題の解決に向けて、具体的な課題が明示されている。またセクシュアルハラスメントの問題も取り上げられており、「女子及び女性が、どんなレベルにおいてもスポーツに参加できるような、安全で支援的な環境を、すべての形の嫌がらせや虐待、暴力や搾取、性検査などを排除する段階を踏みこむことによって整えること」¹¹⁾となっている。

その頃からIOCもジェンダー問題に積極的に取り組み始め、独自に1996年第1回IOC世界女性会議を開催し、女性アスリートの競技機会を増やすための活動を展開している。スポーツを推進する組織も女性に対応したものでなければならないとし、具体的には、各国のオリンピック委員会と各競技団体の理事会の役員に女性の登用を促し、「2000年までに10%、2005年までに20%」という数値目標も示した¹²⁾。2014年第6回世界女性スポーツ会議の「ブライトン・プラス・ヘルシンキ2014宣言」¹³⁾では、意思決定権がある立場への女性の登用目標値は40%に引き上げられた。このようにスポーツ界のジェンダーバイアスは、一般社会の流れよりも少し遅れて問われるようになってきた。

近代オリンピック大会(夏季)における参加選手数の推移を手がかりに、女性スポーツの発展の変遷を辿ってきたが、来田(2004)は「女性にとって、近代スポーツとの関わりとは、スポーツに存在する性のダブルスタンダードとの絶えざるせめぎあいであった。」¹⁴⁾と指摘している。そもそも「男性にとってのスポーツは、ルールのもとでの競争や合理性の追求、業績主義的な記録の追求であった」¹⁵⁾のに対し、「女性のスポーツは社交のための教養であったり、礼儀作法を身につけ優雅な振る舞いができるようになるためのものであった」¹⁶⁾。従って、筋力やスピードといった身体能力を競うスポーツでは、一般的には男性の持つ身体性は女性よりも有利であり、男性が優位に立つ場面が多い。そのために女性アスリートを指導するのは圧倒的に男性が多く、様々な問題が生じている。女子柔道日本代表監督による暴力事件は、その典型といえよう。

『女性がスポーツする際に起きること』と称した座談会において、山口香日本オリンピック委員会理事・全日本柔道連盟女子強化委員は「柔道の場合

は、身体能力という点に関しては男性の方が高いです。男性の監督やコーチが引退して十何年経っていても、女性の選手より強い場合がほとんどなので、彼らには変な優越感があります」「男性の指導者が女性の技術や能力を下に見ているということが、柔道界に限らずスポーツ界全体においてあるのではないのでしょうか」と述べている¹⁷⁾。従って、「セクシュアル・ハラスメントのように、性に基づく一見『強要』に見えにくい権力作用は、とりわけ強いジェンダー構造に支えられたスポーツ環境においては、看過されやすく、問題を立ててみようとしなければ、見えてこないものである」¹⁸⁾と指摘されている。

表2 男性指導者から女性競技者に対するSH的行為

| | |
|-----------------------|--------------------|
| ①性的な言動・接近 | 容姿に関する発言をたびたび言う |
| | 二人きりの食事にたびたび誘う |
| | ひわいな言葉や冗談を言う |
| | 性的な経験や性生活について質問する |
| | からだをじろじろ見る |
| | 女子更衣室に入る |
| | 遠征や合宿先で同じ部屋に泊まる |
| ②指導関連言動 | 月経について質問する |
| | 挨拶や励ましのためにからだにさわる |
| | マッサージでからだにさわる |
| | 他に人がいない部屋に一人だけ呼び出す |
| ③GH (ジェンダー・ハラスメント) | カラオケでデュエットをさせる |
| | 飲み会でお酌をさせる |
| ④親密な関係 | 恋愛関係になる |
| | 性的関係をもつ |

日本スポーツとジェンダー学会編『データでみる スポーツとジェンダー』八千代出版、2016年より引用

表2は、男性指導者から女性競技者に対するセクシュアルハラスメントの行為(SH的行為)を示したものである¹⁹⁾。これらの項目を用いて、男性指導者と女性アスリートを対象に実施した調査²⁰⁾によれば、女性アスリートの方がこれらの行為に対して許容的な傾向を示していた。そして、この女性アスリートの認識の甘さを「指導環境で不適切で受け入れられない性差別的な言動が生じて、それが彼女らをめぐる日常の一部であれば、それをいちいち問題視しては競技を続けられなくなる。女性競技者は黙って耐え、やり過ごすことで、自らの感覚を鈍化させているのではないだろうか」²¹⁾と分

析している。またスポーツ界におけるセクシュアルハラスメントの認識には一般社会よりも甘いという報告²²⁾もあり、それについて「運動系部活動や体育会らしさとして表現される慣習や価値観などが、ややもすれば一般社会のそれから乖離し、一般社会が受け入れ難いものになってはいないだろうか。急速に変化する一般社会の価値観や考え方についていけているのだろうか。」²³⁾と考察している。次章では、このようなスポーツ界のセクシュアルハラスメントを、スポーツライターの立場で取材した現状を報告する。

3. スポーツとセクシュアルハラスメント

2011年12月6日、オリンピックアテネ大会北京大会の柔道金メダリストで、元九州看護福祉大学女子柔道部コーチであり、同大客員教授であった内柴正人(33)が、準強姦(ごうかん)の疑いで逮捕された。内柴は同年9月中旬、合宿先の東京都内のホテルの部屋で、酒に酔った未成年の同大女子柔道部員に性的暴行をした疑いがあるとされる。この日、被害者の女子部員をふくめた女子柔道部員らと宿舎近くの居酒屋で飲酒、さらにカラオケで飲酒したという。内柴は、調べに対し「(逮捕は)納得いかない。合意だった」と否認した。世間体を繕うためか、責任逃れを示すためか、彼の周囲は、名誉「はく奪」に躍りになった。勤め先の九州看護福祉大学は、セクハラ行為(セクシュアルハラスメント行為、以下セクハラ行為)に関する調査結果について、未成年女子部員の飲酒を黙認し、その後セクハラ行為を行ったとし、内柴に対し懲戒解雇処分を発表した。12月6日に準強姦容疑で警視庁に逮捕され、同月27日、東京地検は準強姦罪で内柴を起訴、12月29日、東京地裁は保釈請求を却下したことを発表、東京地裁は、2012年3月23日に第1回協議を開き、3月30日、東京地裁は内柴の保釈請求を再び却下した(『朝日新聞』朝刊、2011年12月28日)。

事件が表ざたになってから日増しに論議を呼び、メディア扱いも厳しいものになっていった。なかには内柴を擁護し、逮捕を疑問視する声も一部聞かれた一方、教員、指導者の立場で、未成年の教え子に飲酒を黙認したことは言語道断、さらに性交渉があったと思われるようなことを、本人が自ら「合意のうえ」と主張することが、果たして世間で認められるのか、という怒りにも似た「声」が続いた。オリンピックの金メダリストといえば、世界のトップであり、社会規範であり、子どもたちのあこがれだ。彼の出身県は、誇りとして県民栄誉賞を与えていた(2011年12月8日取り消し)。そういう立場

をまったく意識しない言動に、日本の柔道関係者のみならず、社会は驚いた。各メディアはトップアスリートの性犯罪事件を、スキャンダルではなく、「倫理的問題」として取り上げた。スポーツ界のセクシュアルハラスメントの実態がテレビ番組で表ざたになったのは稀だが、この問題は実はずいぶん前から指摘されてきた。トップレベルしかり、中学、高校、大学の運動部でも枚挙にいとまがない。

①実績のある著名な県競技団体長は、毎年行われる中学校選抜合宿の際、女子生徒だけに対し、「マッサージ」と称する性的いたづらをする。場所は競技場の中の一室。周囲の教員たちは見て見ぬふり。被害者のひとりが担任に相談したが、「そんなことあるはずない」と一蹴された。その保護者からの訴えで、この事実が表に出る直前、被害者と思われる女子生徒や保護者たちは、まったく触れず、暗黙のうちに打ち消された。

②高校部活動顧問は、女子卒業生に対し、「おれのおかげで、(スポーツ)推薦入学させてやった」と口実を設け、ひとりひとりの下宿に訪れ、次々にレイプしていたにもかかわらず、その罪を認めようとしなかった。ある被害者はこの被害に苦しみ訴えようとしたが、すでに家庭を持つ状況では、口をつぐむしかない。

③「強くするため」と言う理由で、高校部活動女子部員数名を自宅に住ませる教員が、妻の留守中に、一人の女子生徒に性的関係を強要、妻はあくまでも「夫を信用する」と言い続け、生徒の方が虚偽発言、として退学を迫られた。

④大学教員が、指導する女子学生を妊娠させたが、知らぬ存ぜぬで通し、責任を取らず。女子学生は精神的なショックで勉学を続けることができず、退学した。

⑤高校部活動の合宿のときは、毎晩、必ず順番に女子生徒の寝具にもぐりこみ「低周波マッサージ」をする。練習中に性行為のような動作をしたり、いきなり胸をつかんだり、着替えを手伝わせたりする。そんな行為をする高校教員は、むしろ「カリスマ指導者」として崇められる。上記の行為が起訴され、逮捕、実刑判決が言い渡された。しかし、勇気を持って警察に訴えた女子生徒は、10年以上たった現在もPTSDで苦しんでいる。

⑥国体代表の女性アスリートを強姦し、その後も「選手に選考してやる」という条件を挙げ、性的関係を強要し続けた県競技団体理事。

⑦中学部活動中「強豪校のため伝統を重んずる」という理由で、校長、部活動顧問、社会人コーチが、毎日、女子部員の着替えを目の前でさせ、下着

の色が白かどうかチェックしていた。

⑧「こころを通じさせるため」と、新入部員だけ顧問の教員といっしょに1対1でお風呂に入る「きまり」を持つ高校部活動。

あるオリンピック元代表の女性アスリートは、「現役時代、セクハラはありました」と断言する。「そういうことは当たり前で、目くじらをたてるほうがおかしい。下手に、NO!といたり、訴えたりしたら、冷たくされる。だから、身を犠牲にしても試合に出たい人が出てくる。私はそういうのを拒否したから嫌われた」と言う。また、ある女性メダリストは、「指導者から毎月生理の日を聞かれた。体調を知るためとっていたが、ものすごく不快だった」と振り返る。トップレベルでさえ、自ら「NO」ということが難しいのが現状だ。ましてや、一般の中学生や高校生にしてみれば、教員（指導者）に逆らうことはありえない。体育会系では、いまだに「上下関係」が残る体質でもある。スポーツ関係者の考えは、「そんなことはあるはずない」「自分が（選手として）実績をあげられないから、弁解だ」「からだを触らずに、どうやって指導するのか」「信頼されているから（何をしても）大丈夫」という言い分でも通すこともある。指導者のなかには、確かに「きちんとした」考えを持つ人もたくさんいるが、ほんのひとつまみのところない指導者の言動が、スポーツの価値や誇りを潰していることを認識すべきである。

確かに、スポーツ指導者と女性アスリートの人間関係は、濃密だ。セクシュアルハラスメントが微妙な問題をはらむのは、そこに個人的感情がからむときだ。代表レベルの女性アスリートを育てる男性指導者は、「女は恋愛感情がないと強くできない」と言い、妻と別居し選手と同居しながら競技の指導をしていた。別の実業団チームの指導者は、「難しいよね、どこまでがセクハラかどうか。お互い信頼関係があれば、たいしたことじゃなくても、選手に嫌われたら、ちょっと触っただけでもセクハラなんだから」と言う。複雑な人間関係の中で指導者側の「冤罪」もありうる。問題が発覚しても、競技団体や学校当局など関係する組織は、責任をうやむやにし、事実を明らかにするどころか、もみ消し工作に奔走する。そこには、選手、指導者をはじめスポーツ界にかかわる人々の甘え、了見の狭さがある。

強制わいせつ罪で逮捕された加害者の公判で、被害者の母親が「うちの子が被害になっているなら、もしかして他のお子さんも被害を受けていると思ったので、すぐに他の女子部員の母親に電話をしました。事情を説明するやいなや、その母親が～いいわねえ、お宅の子だけ最悪されて～といわれ、私は愕然としました」と証言している。また、スポーツ少年団母集団の母親

からは「子どもを選手にするために、監督と性的関係を結んでしまったのですが、どうしたらいいでしょうか」という悩みを聞いた。結局、家庭裁判所まで行きつくことになり、家族はバラバラになってしまったが、このように保護者サイドの認識にも問題がある。男性指導者の女性アスリートに対する強制わいせつや強姦、セクハラ行為で表ざたになったものは、その大部分が、「民事裁判での和解」「簡易裁判所扱いの罰金」「人権擁護委員会からの警告」「管轄教育委員会からの訓戒」など、内々で片付けられるものばかりだ。

1999年、高校の部活動で起ったある裁判を例にとり、教育界を含めたスポーツ現場で多々起きている、男性指導者から女性アスリートへのセクシュアルハラスメント（パワーハラスメント）の深刻さを訴えた。だが、競技団体への調査要求は受け付けられず、文科省（文部科学省、以下文科省）に問えば、「もうすでに手をつけ、防止策にとりかかっているし、部活動での、そういう（被害）報告は受けていない」という答えが返ってきた。裁判の被告に対し、最高の指導者であるという証の賞まで与えた陸連（日本陸上競技連盟、以下陸連）は、当人をいち早く除名し、自分たちとは無関係とした。その後の表向きの対策として、陸連は、ガイドラインを作ったが、他所からの資料をそっくりそのまま真似たものだった。相談窓口を設けるも、男性の広報担当者が陸連の代表番号で受ける、というものだった。さらにいえば、被害者は事件から15年以上たった今でも、心の傷は癒えていない。彼女にとって、スポーツは、幸せをももたらすどころか、一生を台無しにされてしまったといっても言い過ぎではないはずだ。二度とそのスポーツをしたくない、という思いは変わらない。言い換えれば、スポーツが「悪」になってしまったことになるともいえる。一事が万事、氷山の一角、多くの被害者がスポーツに対して良い印象を持たなくなってしまったのは、不幸なことではないだろうか。そうさせてしまったのも、日本のスポーツ界独特の体質であり、独特の組織編成であることを忘れてはならない。

スポーツ界の体質は、性暴力を見ていく場合、まさに加害当事者の責任を問題にするだけでは十分ではなく、加害者を生み出してしまうスポーツ界の構造やスポーツに対する人々の認識も視野に入れて再考すべきである。日本のスポーツ界では、指導する側とされる側に圧倒的な力関係があり、これがまさに、男性指導者と女性アスリートの典型的な間柄になる。世界を目指す選手から、スポーツ少年団、中学高校の部活動レベル、そしてカレッジアスリート、とあらゆる立場でのスポーツとの取組みがあるが、そこには、スポーツ界独特の体質、つまり暴力を暴力と思わない、性的虐待という認識が薄れ

てしまう、という風土がある。種目によって、指導者の資格取得の義務付けがまちまちであるため、「倫理」を学ぶことなく、「倫理」観のあるなしにかかわらず、指導者になってしまうこともある。指導者がアスリート時代に、ライフスキル（責任ある社会人として社会で生きていくため、大切なこと、必要なことを身につける術）を主とした、セカンドキャリア（現役引退後のための生活ビジョン、人生設計）教育がなされていれば話は別だが、競技力強化以外の選手への教育が体系的に醸成されていないのが現状だ。内柴の事件は、トップアスリートの性暴力という視点で、社会からクローズアップされたが、スポーツ界と一般社会の倫理観のズレを露呈してしまった形でもある。

4. 女性アスリートの将来

女子柔道日本代表監督による暴力事件²⁴⁾において、告発した女性アスリートたちが強く憤りを感じたJOC（日本オリンピック委員会、以下JOC）や全柔連（全日本柔道連盟、以下全柔連）の態度の根底にあるのは、歪んだ「勝利至上主義」だ。日本のお家芸だと信じ込む全柔連幹部は、他競技との比較でよりたくさんメダルを取らないと孤闘に関わる、と勘違いする。JOCも同様で、他国との比較でより多くのメダル獲得が国の威信だ、と勘違いする。「メダル何個が目標」と、いつどのオリンピックでも記者会見で発表される。各競技団体もメディアも、メダルの数にこだわる。それが強化の成果としての指標になるからだ。

園田隆二女子柔道日本代表前監督は、辞意表明の記者会見で、「柔道競技では、金メダル至上主義みたいなことがある」、だから「私は暴力という感覚で選手に手を上げたことはない。（選手を強くしようと）私自身が焦って、急ぎ過ぎた。たたいて強くなると思った」と話した（2013年1月31日）。告発を後押しした山口香JOC理事は、「もともと彼らの中では、軽い問題なのです。園田監督が『（現役時代、指導者に）たたれたことはあるが、体罰と思ったことはない』と記者会見で語ったように、殴られることは当たり前なのです。今も『世界に出ていくんだから、当たり前だろう。何を騒いでいるんだ』と考えている人は少なくないでしょう」と新聞のインタビューで答えた（『毎日新聞』朝刊、2013年2月10日および2月11日）。社会では、暴言暴力・パワーハラスメントでも、日本のスポーツ界では、「指導」であり、「熱意」とされる向きが強い。

海外では、以前から、日本のスポーツ界の暴言暴力容認を、「奇異な目」で

見ていたことは確かだ。以前、バレーボール女子代表監督のあまりの乱暴さに、海外メディアが「カミカゼ」というアダ名をつけたことがある。柔道代表チームの国際合宿などで、指導者が選手を平手打ちするのを何度も見たというフランスのスポーツ新聞記者が、「今回(柔道)のニュースに驚きはなかった」と言うのも、裏返せば、海外ではありえないことが、日本のスポーツ界では当たり前、という考えからだろう。海外と日本との違いは、選手の人権を尊重するかしないかの違いでもある。

事後の対応²⁵⁾を振り返ると、2013年1月末、園田前監督が辞め、ほぼ1週間後、吉村和郎強化担当理事と徳野和彦コーチが辞めた。JOCの竹田恒和会長が下村博文文部科学省大臣を訪問、「氷山の一角」と話し、各競技団体を指導する意向を示した。全柔連会長は、2月中旬、国際柔道連盟に謝罪するとともに文部科学省大臣にも謝罪した。同年2月7、8日と、JOCがオリンピック関係の31競技団体に、代表選手に対する暴言暴力・パワーハラスメントの有無を尋ねた。1団体15分程度の時間で、すべての団体が「暴力などの事実はなかった」で終わった。全柔連は、女子強化選手支援の充実、外部の調査委員会を決め、案として、相談窓口の設置、強化体制や選手選考の再検討、女性理事の登用を挙げた。一方、JOCは、全柔連への処分、聞き取りや調査のほか、緊急調査対策プロジェクトをJOC理事と弁護士5人で立ち上げ、その中に「選手支援ステーション」を設けた(『朝日新聞』朝刊、2013年3月15日)。それらが果たして、「競技者や愛好者が苦しみや悩みの声を安心して届けられる体制や仕組み作りに生かしてほしい」という、女性アスリートたちの要求に答えているのだろうか。いままで権力をかざしてきた役員や理事の前で、彼女たちはどれだけ本音を伝えることができるのだろうか²⁶⁾。

柔道だけではなく、日本のスポーツ関係団体の人事構成の抜本的な見直しが必要であり、女性アスリートの人格人権をより尊重するため、女性幹部の登用が急務である。IOCが提案したあらゆるスポーツ組織の意思決定機関への女性参加比率の目標は、2000年10%以上、2005年20%であったが、第31回ロンドン大会における役員構成は、194人のうち女性は31人(16.0%)であった²⁷⁾。また中央競技団(61団体)における意思決定機関(会長、副会長、理事)の女性役員比率は10.3%であり、野球や剣道などの10団体の女性役員比率が0%である(2016年1月現在)²⁸⁾。さらにいえば、スポーツ団体を組織する人材資質を再検討すべきだ。1980年代、八百長事件を機にスポーツ界の改革を成し遂げたオーストラリアは、国の機関としてASC(オーストラリア・スポーツコミッション)を置き、法を制定した²⁹⁾。それに倣えば、

組織幹部は、「最高レベルの誠実さと倫理規範を備えた人々」の持ち主かどうかが、選出ポイントのひとつであり、それはコーチ陣に関しても同様だ。

また日体協（日本体育協会、以下日体協）の存在に注目し、その本来の役割を重要視することだ。日体協は、文科省傘下の団体であり、日本のほとんどの競技団体が加盟し、都道府県体育協会のトップ機関でもある。部活動の前段階にもなりうるスポーツ少年団や、都道府県開催の国民体育大会、総合型地域スポーツクラブの活動推進も、日体協が統括する。いわば、子どもからおとなまで、一般スポーツ愛好者から競技者まで、指導者からメディカルドクターに至るまで、日本のスポーツ界すべての人々に関わる、といっても過言ではない。要であるがゆえ、「健全なスポーツ指導をする指導者育成」にはとくに力を注いでおり、段階別の指導者資格制度を設けている。認定スポーツ指導者へは、倫理観の向上や人権尊重を啓蒙啓発する。今回のようなことが起こってしまうと、これまでの実施方法や資格の在り方への疑問が出るが、競技団体に所属するほとんどの指導者に、「グッドコーチング」を公式に伝えることができるのは日体協だけだ。その組織力とネットワークを十二分に発揮すれば、イニシアティブがとれる。日本のスポーツ界の意識改革ができるかどうかのカギは、日体協が握っている。

「セクハラ」は「パワーハラ」と別なのか、という課題もある³⁰⁾。セクシュアルハラスメントは、力で屈服させる性的嫌がらせであり、不快と感じる行為や言動も、異性からであれば、セクシュアルハラスメントとされる。つまり、パワーハラスメントであるなら、セクシュアルハラスメントでもある。女性アスリートたちにとって、セクシュアルハラスメントという括りでは、訴えにくいのも事実だが、パワーハラスメントとセクシュアルハラスメントはセットで述べられるべきだ。セクシュアルハラスメントを含めたパワーハラスメントは、一般社会では、1990年代後半から取り込まれつつある。しかし、日本のスポーツ界は、15年たったいまも、何も変わっていない³¹⁾。「日本のスポーツ界の常識は社会の非常識」³²⁾がまかり通っているのだ。スポーツ界で起きている男性指導者から女性アスリートへのハラスメントはよく耳にするが、それを表沙汰にできるほど、スポーツ界はオープンではない。ここで、暴力暴言・パワーハラスメントと同時に、セクシュアルハラスメントに目を向けないと、永久に封印される可能性がある。前述した柔道女子日本代表15人の勇気ある第一声が、あらゆるハラスメントで苦しむ女性アスリートたちの原動力になり、カミングアウトするきっかけづくりになり、権力に「NO」といえる環境づくりの魁になればいい。そういう声を真摯に受け止め

る、誠実な受け皿が、日本のスポーツ界にできた時こそ、今回の問題解決の兆しが見えたことになる。

各方面で「暴言暴力・パワハラ撲滅」は努力がなされている。具体的施策も動き始めた³³⁾。しかし、セクシュアルハラスメントに特化したものはまだない。エリートアスリートのスポーツ環境を整える、という視野で、指導者育成というカテゴリーでは、セクシュアルハラスメントに関する項目がなくはない。ガイドラインもそれに付随した箇所がないわけではない。とはいえ、まだまだ世間体かどうか、セクシュアルハラスメントと、はっきり謳っての対応策は成されていない。

2011年8月4日スポーツ基本法が制定された。そこには、高い文化性、高い倫理観、最適な人材人格教育ツール、として、スポーツの持つ意義が謳われている。今後、日本は、スポーツ立国を目指し、健康なからだと豊かなところを国民に求める、のを掲げるのはいいが、それを現実としたいならば、いま、教育における部活動と、その延長上にある競技団体、そして全体を包括するスポーツ界は何をすべきか。スポーツ界の根本的な構造改革と、スポーツ界に関わるすべての人々への倫理観の再認識、再教育が、急務、必須である。スポーツ基本法が砂上の楼閣にならないよう国だけでなく、私たちもいっしょに努力をしなくてはならない。

5. おわりに

本研究の目的は、女性アスリートがスポーツに主体的に取り組み、その結果として良いパフォーマンスができるように、彼女たちが抱えている課題の一つであるセクシュアルハラスメントに着目し、その現状を考察することであった。スポーツ界において、男性の持つ身体性は女性よりも有利であり、男性が優位に立つ場面が多い。そのために、女性アスリートを指導するのは圧倒的に男性が多く、スポーツが持つ性のダブルスタンダードと相まってセクシュアルハラスメントを引き起こしていることが明らかになった。熊安(2015)によれば「諸外国で先進的に取り組まれてきた女性アスリートのセクシュアルハラスメント経験の可視化は、スポーツにおける男性中心主義的な性の支配構造の問い直しにつながってきた」³⁴⁾という。日本ではセクシャルハラスメントの可視化さえ十分に進んでいない状況であるが、この状況を打破するには、目に見えにくい、認識されにくい暴力への気づきが必要になる。こうした気づきを促すためには、スポーツ界の根本的な構造改革も含め、ス

スポーツ界に関わるすべての人々への倫理観の再認識、再教育が必須であろう。そして、これこそが女性アスリートの環境改善、ひいてはスポーツ文化の変化を導くものになると考えられる。

付記

本稿は1. はじめに、2. スポーツとジェンダーバイアス、5. おわりにを井上が担当し、3. スポーツとセクシュアルハラスメント、4. 女性アスリートの将来を山田が担当した。

【註】

- 1) 来田享子「人権に配慮あるスポーツ環境の構築めざして」『日本のスポーツ界は暴力を克服できるか』森川貞夫編、かもがわ出版、2013年、71。
- 2) 来田享子「スポーツへの女性の参入」『スポーツ・ジェンダー学への招待』飯田貴子・井谷恵子編著、明石書店、2004年、46。
- 3) 来田享子、同上書、46。
- 4) 日本スポーツとジェンダー学会編『データでみる スポーツとジェンダー』八千代出版、2016年、20。
- 5) 三ツ谷洋子「日本のスポーツ界の基盤を揺るがす女子選手の活躍」『アテネ五輪から見えた日本スポーツの未来』杉山茂・岡崎満義・上柿和生編、創文企画、2004年、71。
- 6) 三ツ谷洋子、同上書、78。
- 7) 来田享子、前掲書(2004年)、42。
- 8) 日本経済新聞社『日本経済新聞 デジタル』〈http://www.nikkei.com/article/DG_XLSSXK20052_T20C16A8000000/〉アクセス日：2016年9月17日。
- 9) 順天堂大学女性スポーツ研究センター『女性スポーツ研究センター』〈http://www.juntendo.ac.jp/athletes/albums/abm.php?f=abm00003718.pdf&n=Brighton_Declaration_j.pdf〉アクセス日：2016年9月23日。「ブライトン宣言」の10項目は以下の通りである。1. 社会とスポーツにおける公平さと平等、2. 施設設備、3. 学校と青少年スポーツ、4. 参加促進、5. 高度な競技スポーツ、6. スポーツにおけるリーダーシップ、7. 教育、トレーニングと能力開発、8. スポーツ情報と調査研究、9. 資源(人的資源・財源・物的資源)、10. 国内協力・国際協力。
- 10) 順天堂大学女性スポーツ研究センター『女性スポーツ研究センター』〈<http://www.juntendo.ac.jp/athletes/internationalconference/iwg.html#anchor02>〉アクセス日：2016年9月23日。
- 11) 同上 URL、アクセス日：2016年9月23日。
- 12) 田原淳子「オリンピック・ムーブメントとジェンダー」『スポーツ・ジェンダー学への招待』飯田

- 貴子・井谷恵子編著、明石書店、2004年、252。
- 13) 順天堂大学女性スポーツ研究センター『女性スポーツ研究センター』〈<http://www.juntendo.ac.jp/athletes/internationalconference/iwg.html#anchor06>〉アクセス日：2016年9月23日。
 - 14) 來田享子「近代スポーツの発展とジェンダー」『スポーツ・ジェンダー学への招待』飯田貴子・井谷恵子編著、明石書店、2004年、41。
 - 15) 來田享子、同上書、34。
 - 16) 來田享子、前掲書(2004年)、43。
 - 17) 座談会「女性がスポーツする際に起きること」『現代スポーツ評論』33、創文企画、2015年、17。
 - 18) 熊安貴美江「ハラスメント・暴力・スポーツ—セクシュアル・ハラスメントの可視化がめざすもの」『現代スポーツ評論』33、創文企画、2015年、60-72。
 - 19) 日本スポーツとジェンダー学会編、前掲書、137。
 - 20) 熊安貴美江、前掲書、60-72。この調査によれば、男性指導者と女性アスリートの認識に有意な差が認められた項目は、①「性的な言動・接近」のうち3項目、②「指導関連言動」の全項目、③「GHハラスメント」の全項目の合計9項目であった。特に「月経について質問する」「マッサージでからだにさわる」「飲み会でお酌をさせる」に関して、女性アスリートの許容度が高かった。
 - 21) 熊安貴美江、前掲書、63。
 - 22) 高峰修ら「日本のスポーツ環境における大学生のセクシュアル・ハラスメント認識に及ぼす要因の影響—性別に着目して—」『スポーツとジェンダー研究』9、2011年、33-41。
 - 23) 高峰修「女性スポーツとセクハラスポーツ環境におけるセクシュアル・ハラスメント認識の特徴から—」『体育科教育』59(12)、2011年、34-37。
 - 24) 辻口信良・岡村英祐「柔道女子トップアスリートの悩みと苦しみ」『日本のスポーツ界は暴力を克服できるか』森川貞夫編、かもがわ出版、2013年、93-111。告発した女性アスリート15名の代理人であった辻口信良・岡村英祐が、事件の内容について詳細に報告している。この暴力事件のより深い社会的背景として、1. 日本の教育界全体の中で、自主性・自律性を育む手法が遅れていた。2. 柔道界自体の古い体質、これは段位制度ともからみ、師弟の関係が濃厚で、極端な縦社会を強調する強固な体制であることと関連する。3. 監督らによる暴力・ハラスメントが、行為者自身に意識されずに行使され、それが長期間連鎖的に継続していた。以上の3点を指摘している。
 - 25) 辻口信良・岡村英祐、同上書、93-111。
 - 26) 文科省は「スポーツ指導における暴力行為等に関する相談を受け付ける第三者相談・調査制度」を日本スポーツ振興センターに設置し、2014年1月10日にトップアスリートの対する相談受付を開始した。しかし、2015年3月末までの相談件数は4件にとどまり、その実効性には疑問が投げかけられている(『朝日新聞』朝刊、2015年5月27日)。
 - 27) 日本スポーツとジェンダー学会編、前掲書、75。

- 28) 日本スポーツとジェンダー学会編、前掲書、70-72。全柔道は2009年調査の段階では女性役員は0%であったが、2016年の調査では19.2%に上昇しており、女子柔道日本代表監督による暴力事件を契機に、組織会改革がなされつつある。全日本なぎなた連盟の女性役員比率は90.5%と高く、なぎなたが長く女性向け武道と定着していたことが分かる。一方で、男性競技とされているアメリカンフットボールや相撲、野球、さらに武道系競技に女性役員が不在であった。
- 29) 日本スポーツとジェンダー学会編、前掲書、144-147。
- 30) 日本協・JOC・日本障害者スポーツ協会・全国高等学校体育連盟・日本中学校体育連盟の5団体が2013年に採択した「スポーツ界における暴力行為根絶宣言」は、「殴る、蹴る、突き飛ばすなどの身体的制裁、言葉や態度による人格の否定、脅迫、威圧、いじめや嫌がらせ、さらにセクシュアルハラスメントなど」を根絶の対象とする「暴力行為」としている。望月浩一郎「スポーツにおける暴力・セクハラ・パワーハラの法的諸問題」『日本のスポーツ界は暴力を克服できるか』森川貞夫編、かもがわ出版、2013年、112-129。この文献においては、この宣言を受けて「直接的暴力のみならず、言葉や態度による人格の否定、脅迫、威圧、いじめや嫌がらせ、セクシュアルハラスメント、パワーハラスメントなど」を含めて「暴力行為」としている。
- 31) 来田享子「人権に配慮あるスポーツ環境の構築めざして」『日本のスポーツ界は暴力を克服できるか』森川貞夫編、かもがわ出版、2013年、68-92。この文献では「スポーツ環境下でのSHに関する対策の必要性は15年前から主張されてきたが、身体的・精神的暴力一般に比べると、まだ研究成果の蓄積が少なく、今後の取り組みが期待される」と述べている。
- 32) スポーツ界と一般社会の倫理観のズレに関する文献は、〔註〕22)、23)の他にも、高峰修「ハラスメントの受容—なぜスポーツの場でハラスメントが起こるのか—」『現代思想』11、青土社、2013年、157-163。などがある。この文献では「このように一般社会とはやや異なったスポーツ集団に特有の価値観あるいは慣習は、その集団へと社会化する構成員によって内面化される。そしてその内面化に失敗したもの、つまりそうした価値観や慣習に馴染めなかつたり異議申し立てをした者は、スポーツから離脱せざるを得ない。こうしてスポーツ集団特有の価値観や慣習は引き継がれていくのだろう」と指摘している。
- 33) 日本スポーツとジェンダー学会編、前掲書、142-144。
- 34) 熊安、前掲書、70。

参考文献

- 飯田貴子・井谷恵子編著『スポーツ・ジェンダー学への招待』明石書店、2004年。
- 森川貞夫編『日本のスポーツ界は暴力を克服できるか』かもがわ出版、2013年。
- 日本スポーツとジェンダー学会編『データでみる スポーツとジェンダー』八千代出版、2016年。
- 杉山茂・岡崎満義・上柿和生編『アテネ五輪から見えた日本スポーツの未来』創文企画、2004年。
- 清水論編『現代スポーツ評論』33、創文企画、2015年。

高峰修ら「日本のスポーツ環境における大学生のセクシュアル・ハラスメント認識に及ぼす要因の影響—性別に着目して—」『スポーツとジェンダー研究』9、2011年、33-41。

高峰修「女性スポーツとセクハラスポーツ環境におけるセクシュアル・ハラスメント認識の特徴から—」『体育科教育』59(12)、2011年、34-37。

高峰修「ハラスメントの受容—なぜスポーツの場でハラスメントが起こるのか—」『現代思想』11、青土社、2013年、157-163。